

人権チェックリスト



令和2年
8月号

しつけと称した体罰は虐待です

令和元年度に県内の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は1,691件と過去最多となりました。全国では、子供に対する重大な虐待事件の報道が相次いでいます。保護者のしつけと称した暴言・暴力により、死に至る等の重篤な結果につながったものもあります。

しつけと体罰の違い

しつけとは、子供の人格や才能などを伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こしたり、不快感を与えることは、どんなに軽いものであっても体罰にあたります。

本年4月から、しつけと称して行なわれる、保護者による子供への体罰禁止を明記した改正児童虐待防止法が施行されています。



体罰等が子供に与える影響

例えば、はじめは軽く叩く程度でも、暴力がエスカレートし、虐待に発展することもあります。このような虐待を受けた体験がトラウマ（心的外傷）となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子供の成長・発達に悪影響を与えます。

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので、夕食を与えなかった

▶▶▶ **全て体罰です。**

(厚生労働省ホームページ

(参考) <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>

体罰等によらない子育てのために)

チェック

言うことを聞かない子供にイライラしたときは、一度クールダウンしてみましょう。子育てを頑張ることはとても大変なことです。子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、家族や相談窓口に話をしてみましょう。

各市町村児童福祉担当窓口（各市町村役場でお問い合わせください）

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（いち・はや・く）

児童相談所相談専用ダイヤル ☎0570-783-189（なやみ・いち・はや・く）

県子ども・女性・障害者相談センター（中央児童相談所）

☎073-445-5312

県紀南児童相談所 ☎0739-22-1588

県紀南児童相談所新宮分室 ☎0735-21-9634

内容についての問い合わせは

県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

